

## 耐震・環境不動産形成促進事業のあり方検討会 規約（案）

### （名称）

第1条 本会は、「耐震・環境不動産形成促進事業のあり方検討会」（以下「本検討会」という。）と称する。

### （目的）

第2条 本検討会は、耐震・環境不動産形成促進事業のあり方について検討を行うことを目的とする。

### （運営）

第3条 本検討会の議事の進行は、座長が行う。

### （会議）

第4条 本検討会は、非公開を原則とする。ただし、資料及び議事概要は検討会後に公表することとする。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、本検討会に出席して意見を述べ、又は説明を行うことを求めることができる。

### （事務局）

第5条 本検討会の事務局は、国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課及び環境省地球環境局地球温暖化対策課に置く。

### （雑則）

第6条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が、定める。

### 附 則

この規約は、令和4年3月31日から施行する。